平成２４年（フ）第３２０号
札幌市東区北22条東９丁目４番17号　アップルハウス北22条Ⅲ102号
債務者　杉崎　貴恵
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３４号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番15―210号
債務者　松島　博人
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７８号
札幌市中央区南７条西８丁目１番地８　エクセル78―101号
債務者　松島　有子（旧姓杉田）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７９号
札幌市北区北29条西７丁目１番18号　クラブハウス103号
債務者　鳥羽　秀洋
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３０号
札幌市中央区南５条西10丁目1013番地10　ウナ・プエルタ106号
債務者　中名生律子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６８号
北海道恵庭市和光町２丁目８番９―101号
債務者　三浦　百人
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７７号
札幌市手稲区前田７条12丁目２番１―203号
債務者　岩間　千展
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１号
北海道紋別郡滝上町字オシラネップ原野北１線10番地
債務者　住吉　貞明
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　旭川地方裁判所紋別支部

平成２４年（フ）第５号
北海道紋別市南が丘町４丁目１番１―201号
債務者　佐々木康子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　旭川地方裁判所紋別支部

平成２３年（フ）第９２９号
埼玉県川越市大字今福1113番地22
債務者　大木愛由美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１１４号
埼玉県所沢市けやき台１丁目27番地の１　森田マンション102、前住所埼玉県所沢市向陽町2078番地の１　エステ・スクエア新所沢106
債務者　早川　重雄
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１１５号
埼玉県所沢市けやき台１丁目27番地の１　森田マンション102、前住所埼玉県所沢市向陽町2078番地の１　エステ・スクエア新所沢106
債務者　早川　惠子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２６号
埼玉県所沢市けやき台１丁目32番地の22
債務者　中原ゆかり
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１３４号
埼玉県川越市旭町３丁目19番地１　アフィニス101号室
債務者　百田　千穂（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１４号
岐阜県恵那市武並町藤2403番地47
債務者　山田　典子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１８号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の３　県営住宅Ａ1532
債務者　児玉　紀子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第６８号
静岡県御殿場市川島田136番地の１　レジデンスＮＳ202
債務者　鈴木　栄美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係